

下水道に接続してきれいな水を未来に

問合せ 下水道計画・工事について 下水道建設課 ☎33 4 4 5 8
 使用料・排水設備助成金について 下水道総務課 ☎33 4 1 4 7

下水道の役割

周辺環境の改善

下水道を整備すると、ハエや蚊の発生を防止、トイレの水洗化も図られ衛生的な環境に改善します。

公共用水域の水質保全

下水道を整備すると、生活排水が川や海に直接流れないため、水質の保全が図られます。

浸水被害の防除

近年多く発生する大雨に対して、雨水管や貯留施設を整備すると、浸水を防ぎ住民の生命・財産を守ります。

接続工事助成制度

助成対象区域

公共下水処理区域（整備済区域）

助成対象工事

汲み取り便所や浄化槽を廃して、公共下水道に接続するための工事（新築工事を除く）

助成金の交付対象者

- ・ 処理区域内の建築物の所有者またはその同意を得た使用者
- ・ 市税、公共下水道事業受益者負担金（分担金を含む）などを滞納していない者
- ・ 公共下水道事業受益者負担金の猶予または

減免を受けていない者
 ・ 水洗便所改造資金融資あつせんと利子補給を受けていない者

助成金額

- ・ 汲み取り便所からの改造工事 8万円
- ・ 単独浄化槽からの改造工事 4万円
- ・ 合併浄化槽からの改造工事

- ① 浄化槽設置時に補助金を受給しなかった場合 3万円
- ② 浄化槽設置時に補助金を受給した場合 2万円

※改造工事額が助成金を下回る場合はその改造工事額とします

申請方法

必ず工事に着工する前に八代市排水設備指定工事店をとおして申請してください。

詳しくは市ホームページを確認またはお問い合わせください。

悪質な業者に注意してください

宅地内の下水道配管の不要な清掃をして、料金を受け取る業者がいるとの情報が寄せられています。一般的な家庭では、業者による点検や清掃は必要ありません。不要な清掃勧誘があった場合は、すぐに契約せず下水道総務課へ連絡してください。不要な場合は断りましょう。

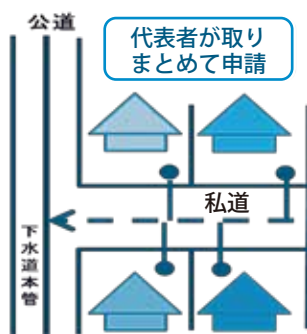
私道への下水道工事

（下水道管理股同意＋全員接続） 〓 私道への下水道設備

私道に市の負担金で下水道管を埋設するための条件

- ① 公共下水道が整備済みの区域または当該年度に整備を予定する区域内の道路であること
- ② 私道の一端が公道に接続していること
- ③ 公共下水道を支障なく設置する幅員があること
- ④ 公共下水道に接続する家屋が2戸以上あり、かつ家屋の所有者が2人以上であること
- ⑤ その私道が不特定多数の人の交通の用に供

- され、かつその利用について何ら制限が設けられていないこと
- ⑥ 私道の形態が明確であり、私道の土地所有者と土地の所在位置が明確であること
- ⑦ 私道の土地所有者全員が、私道へ下水道管を設置するための土地を無償で使用することを承諾すること
- ⑧ 私道に面した家屋所有者全員が速やかに排水設備を設置すること



下水道の日ポスターコンクール

対象

市内の小・中・特別支援学校に在籍している児童・生徒

テーマ

下水道に関連する内容のポスター
 ※ポスターには「9月10日下水道の日」以外の文字を入れないでください。

サイズ

B4～A2判の画用紙
 （クレヨン画・水彩画）

提出先

通学している学校

提出締切

9月4日（金）（下水道総務課必着）

主催者

八代市、八代市管工事業協同組合

展示期間

9月14日（月）～30日（水）

展示場所

イオン八代
 ※表彰式は新型コロナウイルス感染症感染防止のため行いません。

問合せ

下水道総務課 ☎33-4147



昨年のコンクールの市長賞作品

認知症になっても 安心して暮らせるまちへ

～認知症をみんなで支えよう～

認知症は身近な問題であり、いつ家族や親族が認知症になるか分かりません。本市では正しく認知症を理解し、認知症になっても安心して暮らせるように、さまざまな取り組みを行っています。

問合せ 長寿支援課 ☎33-4436



理解

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解する講座です。認知症サポーターは、認知症で困っている家族や近所の人への声掛けや手助けをするなど、自分のできる範囲で活動してもらいます。

内容 認知症の症状について、治療や予防について、関わり方について

受講時間 約90分

講師 八代市キャラバン・メイト

その他 講座修了者にはオレンジリングが送られます

交流

認知症カフェ

認知症カフェとは認知症の人やその家族だけでなく、専門職や地域住民など誰もが気軽に参加でき、お茶を飲みながら交流できるカフェです。

	いづみの・カフェ	よりあいカフェ・ひかわの里	喫茶やまびこ	はちカフェ
所在地	泉町下岳4350 (小規模多機能型 居宅介護 いづみの里)	東陽町河俣 4804-3 (森本様宅)	上日置町 2345	海士江町2833-1 (地域密着型特別 養護老人ホーム 八代草)
開催日	第4月曜日 午後1時～3時	第2水曜日 (年4回) 午後1時～3時	年3回 (5・11・3月) 午前10時～正午	第1木曜日 午後1時30分 ～3時
利用料金	100円			無料
問合せ	第1地域包括 支援センター ☎53-2601	ひかわの里 ☎65-3100	第2地域包括 支援センター ☎30-8071	第3地域包括 支援センター ☎45-5568

支援

八代市認知症初期集中 支援チーム

認知症専門医の指導の下、保健師や社会福祉士などの複数の専門職がチーム員として、認知症の人や認知症が疑われる人の自宅を訪問し、心身状況・生活環境の確認を行います。その上で、本人や家族の状況に合わせた支援を包括的・集中的に行い、認知症に対する適切な治療につなげ、自立生活のサポートを行います。

※支援は一定期間（おおむね6カ月以内）集中的に行います。

対象 40歳以上の市内の自宅で生活している認知症や認知症が疑われる人で、次の(1)・(2)のいずれかに該当する人

- (1) 医療サービス、介護サービスを受けていない、または中断している人で次の①～④のいずれかに該当する人
 - (2) 医療サービスを受けているが継続していない人
 - (3) 適切な介護サービスに結び付いていない人
 - (4) 介護サービスが中断している人
- (2) 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状(BPSD)により、対応に困っている人
- チーム員** 医療、福祉、介護の専門職によって構成されています。



見守る

高齢者事前登録制度

徘徊の心配がある高齢者を家族などの希望により事前に登録し、警察署や本市などが情報を共有しておき、万一行方不明となった場合には、やっちゃん認知症応援ネットワーク(八代市徘徊SOSネットワーク)協力機関に情報を提供し、早期発見・保護に活用するものです。

相談

認知症に関する相談や申込先

認知症サポーター養成講座や認知症初期集中支援チーム、高齢者事前登録制度などの認知症に関する相談や申し込みは左の連絡先に問い合わせてください。

名称	担当エリア	電話番号
第1地域包括支援センター(ふるさと)	鏡・東陽・泉	53-2601
第2地域包括支援センター(やまびこ)	龍峯・太田郷・千丁・昭和	30-8071
第3地域包括支援センター(だいち)	松高・八千把	45-5568
第4地域包括支援センター(しおかぜ)	麦島・代陽・八代・郡築	37-3337
第5地域包括支援センター(くまがわ)	植柳・高田・金剛・宮地	35-1111
第6地域包括支援センター(おれんじ)	日奈久・二見・坂本	38-3373

または長寿支援課 ☎33-4436